

# 平成 28 年度事業報告

## 1. 概況報告

### (1) 通関業を取り巻く環境

#### ① 平成 28 年度の政府の経済動向

平成 28 年度の我が国経済をみると、アベノミクスの取組の下、雇用・所得環境が改善し、緩やかな回復基調が続いている。ただし、年度前半には海外経済で弱さがみられたほか、国内経済についても、個人消費及び民間設備投資は、所得、収益の伸びと比べ力強さを欠いた状況となっている。

政府は、デフレから完全に脱却し、しっかりと成長していく道筋をつけるため、「未来への投資を実現する経済対策」を取りまとめた。雇用・所得環境の改善が続く中、経済対策等の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる。

物価の動向をみると、これまでの原油価格の下落の影響等により前年比で伸びが低下している。

この結果、平成 28 年度の実質国内総生産（実質 GDP）成長率は 1.3%程度、名目国内総生産（名目 GDP）成長率は 1.5%程度と見込まれる。また、消費者物価（総合）は 0.0%程度になると見込まれる。「平成 29 年 1 月 20 日 閣議決定」

#### ② セキュリティ確保に関する世界的な取組みの進展

イ. WCO（世界税関機構）は、2001 年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための方策について、「国際貿易の安全確保及び円滑化のための WCO『基準の枠組み』」としてまとめられ、2005 年 6 月の総会で採択された。

「基準の枠組み」は、認定された経済事業者の概念を組み込んでおり、AEO の要件や付与できる便益等について解説した「AEO ガイドライン」が 2006 年 6 月の総会において採択され、2007 年 6 月の総会では、「基準の枠組み」に「AEO ガイドライン」の内容を包含する改正が行なわれた。「税関ホームページ」

ロ. AEO 制度、AEO 相互承認、事前貨物情報等のセキュリティ関連措置が今後とも各国で導入されると見込まれるなか、米国では 2012 年 7 月までに米国向けコンテナ貨物に対して 100% の X 線等の検査を義務付ける法案<sup>(注)</sup>が成立しており、セキュリティ確保の取組みは今後も世界各地で進捗するものと考えられる。

(注) 同法案の施行は 2018 年 5 月まで延期されている。

ハ. セキュリティの確保のほか、不正薬物、危険ドラッグ及び銃砲などの水際阻止に加えて、食品衛生、動植物検疫、環境関連物品の規制、大量破壊兵器関連物品の規制、知的財産侵害物品の水際阻止等についても、引き続き的確な対応が求め

られている。

### ③ 経済連携協定（EPA）の締結の進展

イ．現在、日本との間で経済連携協定が締結され発効しているのは、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア及びモンゴルの14カ国と1地域であり、署名済みは環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）である。

また、アセアン（サービス投資章・実質合意）、カナダ、コロンビア、トルコ、日中韓、EU、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）は交渉中である。

なお、湾岸協力理事会（GCC）は交渉延期、韓国は交渉中断中。

ロ．平成28年12月9日に、参議院においてTPPの承認案と関連する法案が可決されたところであるが、米国トランプ新大統領がTPPから離脱するための大統領令に署名する一方で、オーストラリア及びニュージーランドが米国抜きでのTPPを模索するなどその発効時期及び再交渉の有無等は不透明な状況にある。

また、米国はTPPから離脱するものの、日米両国が経済対話を通じ日米FTAの議論を行うなどの新たな動きもある。

### ④ NACCSの安定運用と利便性の向上

平成29年10月に予定されているNACCSの次期システムへの更改については、『NACCS利用者への業務仕様等説明会』、『利用申込』が実施された。

今後は『接続試験・総合運転試験』を経て、平成29年10月8日（日）午前5時に第6次NACCSへ移行される予定である。

### ⑤ NACCS型貿易関連システムの海外展開

我が国経済の競争力向上及びアジア各国との貿易円滑化の観点から、我が国NACCSのベトナムへの導入について、平成23年7月に日本及びベトナムの両国で合意し、ベトナムにおけるNACCS型貿易関連システム（VNACCS）が平成26年6月末から全国展開して稼働している。

また、第2弾として、ミャンマーへNACCS型貿易関連システム（MACCS）を導入することで、平成26年10月に日本及びミャンマーの両国で合意されており、平成28年11月に稼働した。

## (2) 関税率の見直し等所要の改正

財務省は内外の経済情勢等に対応するため、平成28年度の関税率等について所要の改正とともに、税関における水際取締りの強化、貿易円滑化のための税関手続の改善等を図るための所要の改正を行った。

なお、輸出入申告官署の自由化の導入等に関連して、昭和42年に制定された通関業

法が 50 年ぶりに全面的に見直しされ、平成 29 年 10 月 8 日に施行される。

『関税率法等の一部を改正する法律案（骨子）』

- ① 暫定税率の適用期限の延長等
- ② 個別品目の関税率の見直し
- ③ 税関における水際取締りの強化
- ④ 輸出入申告官署の自由化等
- ⑤ 関税率表の品目分類に関する調整
- ⑥ 納税環境の整備等

## 2. 諸会議の報告

### (1) 通常社員総会

平成 28 年 5 月 31 日に開催された第 22 回通常社員総会において、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

- 第 1 号議案 平成 27 年度事業報告に関する件
- 第 2 号議案 平成 27 年度決算に関する件
- 第 3 号議案 平成 28 年度事業計画（案）に関する件
- 第 4 号議案 平成 28 年度予算（案）に関する件
- 第 5 号議案 役員選任に関する件

### (2) 理事会

① 平成 28 年 4 月 28 日に開催された平成 28 年度第 1 回理事会において、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

- 第 1 号議案 平成 27 年度事業報告に関する件
- 第 2 号議案 平成 27 年度決算に関する件
- 第 3 号議案 社員総会開催に関する件

② 平成 28 年 5 月 31 日に開催された第 2 回理事会において、次の議案について審議が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

- 第 1 号議案 役員選任に関する件（社員総会決議事項）
- 第 2 号議案 副会長の選任及び顧問委嘱に関する件
- 第 3 号議案 代表理事選任に関する件

③ 平成 28 年 9 月 13 日に開催された第 3 回理事会において、次の議案について審議が行われ、原案どおり承認、可決された。

議 案 内規「特定個人情報取扱規程」（案）の制定について

また、連合会事務局から次の事項について説明を行った。

説明事項 平成 28 年度連合会事業計画の進捗状況について

④ 平成 29 年 3 月 17 日に開催された第 4 回理事会において、次の議案について審議

が行われ、いずれも原案どおり承認、可決された。

第1号議案 平成29年度事業計画（案）に関する件

第2号議案 平成29年度収支予算（案）に関する件

### (3) 事務局連絡会議

平成28年9月5日に開催された事務局連絡会議において、連合会事務局から次の事項について説明及び報告がなされ、意見交換を行った。

報告事項 各通関業会の今年度の活動方針及び事業の現状について

説明事項 平成28年度予算について

説明事項 定期研修の実施状況について

説明事項 E P A利用者支援事業を巡る現況について

説明事項 日中韓の通関業連合会によるMOU締結の検討について

説明事項 通関情報提供システムについて

説明事項 「女性通関士に対する支援策への対応」の実施状況について

説明事項 「特定個人情報等取扱規程」の制定について

説明事項 今後の主要な行事予定について

説明事項 その他

### (4) 全国会長・理事長会議

平成28年10月27日、28日に開催された全国会長・理事長会議において、連合会事務局から次の事項について説明及び報告がなされ、意見交換を行った。

説明事項 平成29年度「連合会会長・副会長会議及び全国会長・理事長会議」の開催について

説明事項 「関税局長との意見交換会」の結果について

紹介事項 日本経済団体連合会提言について

### (5) 連合会会長、副会長会議

平成28年10月27日、28日に開催された全国会長・理事長会議に先だって行われた連合会会長、副会長会議において、連合会事務局から次の事項について協議及び説明がなされ、質疑応答及び意見交換を行った。

協議事項 平成29年度「連合会会長、副会長会議及び全国会長・理事長会議」の開催について

協議事項 平成28年度「通関業セミナー」について

協議事項 次期（第5次）C C I Sの仕様と費用について

説明事項 諸外国の通関業会との連携について

① 日中韓の通関業連合会によるMOU締結の検討について

② ミャンマー通関業会とのMOU締結後の状況について  
報告事項 女性通関士支援事業の現状について

#### (6) 通関士部会・事務局合同会議

平成 28 年 11 月 16 日、17 日に開催された通関士部会・事務局合同会議において、次の議題について意見交換を行った。

協議事項 1. 各税関間での同一基準の確保  
2. 申告官署と蔵置官署が異なる場合における検査について  
3. 申告官署の自由化後の課題の抽出と改善策の実施  
4. 通関営業所等について  
5. 限定申告における輸入取引者の延納口座の担保使用について

説明事項 第 6 次 N A C C S の更改について

報告事項 女性通関士支援 WG の活動状況について

#### (7) 通関士部会小委員会

平成 29 年 3 月 1 日に開催された通関士部会小委員会において、次の議題について意見交換を行った。

議題 通関業法基本通達等の改正案に対する意見・要望

#### (8) 全国女性通関士会議

平成 29 年 2 月 10 日に開催された全国女性通関士会議においては、事前に行われた分科会で次の 4 つのテーマについて議論し、その結果を全体会議で代表者が発表し、質疑応答が行われた。また、女性通関士支援 WG の中間報告が行われた。

さらに、翌 11 日には女性通関支援に関するセミナーを開催した

テーマ A 通関業界における在宅勤務の可能性について

テーマ B 輸出入申告官署の自由化及び通関業法の改正への対応

テーマ C 通関士の働き方について

テーマ D ワークライフバランス（自己啓発を含む）について

### 3. 事業報告

#### (1) 調査・研究事業関連

##### ① 通関業を取り巻く環境の変化への対応

本年 10 月に予定されている N A C C S の更改に併せて実施する輸出入申告官署の自由化及び通関業法の見直しに係る関税法等の改正については昨年 3 月に法律が成立し、6 月に政省令が公布されている。連合会は、関税局が各地区通関業会で実施した関税法等の改正に係る説明会での質疑応答記録をまとめ各地区通関業会に配付し

情報の共有を図るとともに関税局に対して意見・要望等を提出した。また、関税局が本年2月に通関業法の通達等の改正案についての意見募集を行ったことを受け、連合会通関士部会小委員会を開催し、同改正案に対する意見、要望等を集約して関税局に報告した。

## ② 財務省関税局幹部と連合会役員との意見交換

### イ. 財務省関税局長及び同局幹部との意見交換会

平成28年9月13日、財務省関税局長はじめ同局幹部と連合会役員との意見交換会が開催された。

同会合においては、各地区における通関業の現況や当面の課題、輸出入申告官署の自由化、通関業法の改正の取組み等、幅広い事項にわたり意見交換が行われた。

### ロ. 財務省関税局業務課長及び同課幹部との意見交換会

(イ) 平成28年9月13日に行われた「関税局長との意見交換会」後に引き続き行われた意見交換会において、関税局側から次の事項について説明がなされ、意見交換が行われた。

説明事項 輸出入申告官署の自由化への取組み

- ・ 基本的方向性

説明事項 通関業制度に関する取組み

- ・ 営業報告書の簡素化について
- ・ 在宅勤務の取扱いについて

説明事項 通関関係書類の電子化・ペーパーレス化への取組み

説明事項 原産地手続に関する取組み

(ロ) 平成29年3月17日に行われた「平成28年度第4回理事会」後に引き続き行われた意見交換会において、関税局側から平成29年度関税改正に係る次の事項について説明がなされ、意見交換が行われた。

説明事項 暫定税率の適用期限の延長等

説明事項 個別品目の関税率等の見直し

説明事項 特恵関税制度の見直し

説明事項 事前報告制度の拡充

説明事項 犯則調査手続きの見直し

説明事項 その他（省令の改正等）

## ③ E P A / F T A 利用者支援に係る調査・研究

平成28年8月に開催した事務局連絡会議の場を利用し、T P P 政府対策本部が決定した『総合的なT P P 関連政策大綱』のうちT P P の利活用に係る施策及びJ E

TRO(日本貿易振興機構)が実施を予定している『原産地証明制度普及・啓発事業』等のFTA利用者支援を巡る状況の説明を行い、各地区通関業会と情報の共有化を図った。

なお、TPPの発効が不透明な状況になったところから「EPA/FTA利用者支援研究会」の開催には至らなかった。

#### ④ 国際会議への参加、諸外国の通関業会との連携及び情報収集

##### イ. 国際会議への参加

平成28年5月17日～21日まで中国・上海で開催された通関業連合会国際連盟(IFCBA)総会に連合会から鈴木会長をはじめ副会長及び理事並びに各地区通関業会の代表者等総勢26名が参加した。

なお、今次総会では、AEO制度の活用が主要な議題の一つであったところ、我が国のプレゼンスを高めるため、澤山副会長(国際担当)が、我が国のAEO制度の概要の紹介を行った。

##### ロ. 諸外国における通関業会との連携

(イ) 平成28年3月、ミャンマー通関業会と締結したMOUを契機とし、同年11月、東京通関業会会員を主たるメンバーとする「技術協力調査ミッション」をミャンマーに派遣した。「技術協力調査ミッション」メンバーは、ミャンマー税関及び港湾施設等において、導入して間もないMACCSの運用状況を視察するとともにミャンマー通関業会幹部と技術協力ニーズを把握するための意見交換を行った。

(ロ) 通関業者によるFTA利用を支援するためTPP署名国のうち日本との貿易の拡大が見込まれるベトナムにおける輸出入に関する制度及び通関業の実態並びに通関業会の設置に向けた動き等につき予備的調査を行った。

##### ハ. 諸外国における通関業制度に係る情報収集

我が国における通関業法の改正に伴い、更なる意見の具申を行う際の参考とするため、諸外国における通関業制度に係る情報収集を行う予定であったが、現状において特に調査を必要とする項目が無く、調査を実施していない。

#### ⑤ 認定(AEO)通関業者の取得・維持に向けた支援

##### イ. イーラーニング事業の拡充

AEO通関業者制度に係る支援事業の一環として、平成26年1月イーラーニングによる研修(AEO制度コース)を開講したところであるが、28年4月にAEO制度コース(科目)の改訂版をリリースした。

##### ロ. AEO事業者連絡協議会を活用した政策提言

平成27年4月に(公財)日本関税協会に設置された「AEO事業者連絡協議会」

の活動に積極的に参加し、AEO通関業者の意見、要望等を取りまとめ同制度に係る政策提言を企図していたが、協議会又は分科会において制度改善に係る特段の要望が行われていないことから、政策提言の取りまとめに至っていない。

#### ⑥ 関税等の納税環境の整備

関税等の納税環境の整備については、これまで各通関業会と連携してその推進を図ってきたが、平成29年3月31日をもってNACCS専用口座が廃止されることとなったことから、輸入者が直接納税を行うようにリアルタイム口座方式の利用を求めるリーフレットを配布する等、輸入者にその利用を強く働きかけた。

#### ⑦ 通関業セミナーの開催

平成29年1月12日、東京通関業会と共催で、東京都内において平成28年度通関業セミナー（第8回）を開催し、280名が参加した。

同セミナーでは、外交評論家・作家の手嶋龍一氏を講師として迎え、「2017年の行方を読む～インテリジェンスを武器に～」と題して講演を行った。

講演会終了後には手嶋講師を交えて、平成28年秋の叙勲・褒章で受章された連合会 鈴木宏会長、横浜通関業会 石川隆義会長及び長崎通関業会 澤山精一郎会長の受章のお祝いと、セミナーに参加された方の交流を目的とした懇談会を開催した。

#### ⑧ 女性通関士に対する支援策の検討

イ、「女性通関士に対する支援策の検討」の一環として、「第2期女性通関士支援ワーキンググループ（WG）」を発足させ、「連合会が主導するテーマ」と「WGが主導するテーマ」を2本柱とし活動を進めた。具体的な支援策を検討した結果を、「女性通関士支援ワーキンググループ中間報告」にまとめ、平成29年2月10日に開催した全国女性通関士会議全体会議の場において同報告を発表した。

翌11日には「女性通関士の意識の向上に向けたサポート」の一環として、DHLサプライチェーン（株）の高野聡美氏による「しなやかにキャリアを築く」をテーマに講演と座談会を行った。

ロ、平成29年3月28日、WGメンバー有志が、財務省関税局及び輸出入・港湾関連情報処理センター（株）を訪問し、関税局及びセンター職員との意見交換を実施した。

ハ、WGの対外的な周知を図りコミュニケーションを活発化させるため、WGメンバーとして活動する場合に使用する名刺を作成した。

ニ、女性通関士支援事業に対して側面的に支援を受けるため、サポーター登録制度をスタートさせ、多くの関税局・税関OBから登録を受けた。

#### ⑨ 通関士・通関業のさらなる認知度向上に関する取組について



イ. (一財) 対日貿易投資交流促進協会 (ミプロ) からの要請を受け、平成 29 年 11 月 11 日、国際貿易において重要な役割を果たしている通関業の概要および通関士の職務内容を女性通関士が紹介した。

ロ. 「国立大学法人 お茶の水女子大学」から協力依頼があり、岡藤連合会理事(株 阪急阪神エクスプレス)の協力のもと「キャリアプランニング実習生」を受け入れた。

## (2) 輸出入通関情報提供事業関連

① 通関情報提供システム (CCIS) は平成 7 年にサービスを開始した後、約 5 年のシステムライフでシステムを更新してきた。平成 23 年 12 月に設備 (ハードウェア・ソフトウェア) を更新した第 4 次 CCIS への移行を完了し、第 4 次システムへの移行後も円滑な運用を継続している。

② 第 4 次 CCIS は本年 10 月にシステムライフの終了を迎えるが、第 5 次 CCIS への移行は本年 10 月に予定されている第 6 次 NACCS の更改と合わせて実施し、原則としてシステムライフも同期させる。

第 5 次 CCIS では、CCIS の専用ハードウェアを設置しないクラウド環境を利用することにより、システムライフを現行の 5 年から 8 年に延長することが可能になり、システム創設費の低減化を図った。また、現行 CCIS はファイアウォール、ウィルス対策ソフトを導入しサーバー攻撃に備えているが、近年、Anonymous (アノニマス) が官公庁及び大企業の HP にサイバー攻撃を行う等の状況を踏まえ、システムセキュリティの更なる向上を図った。

## (3) 研修・図書編纂事業関連

### ① 通関士試験・通信添削研修

通関従業者等の通関士試験合格を目的として、平成 28 年 4 月から 9 月までの間、「通関士試験・通信添削研修」を実施した。

イ. 平成 28 年度においては、受講科目の自由選択制を継続し受講者の利便を図るとともに、受講者のモチベーション維持のため、各企業研修担当者との協力し、添削問題の提出、スクーリングと模擬試験への参加の奨励を行った。

ロ. また、スクーリング 2 回、中間チェック講座 (中間模擬試験とスクーリング) 及び直前集中講座 (最終模擬試験) は、5 月から 9 月までの間において、札幌 (直前集中講座のみ)、仙台、東京、名古屋、大阪及び博多の 6 会場において実施した。

ハ. 以上の結果、平成 28 年度の通関士試験の全国合格率は 9.8%であったところ、本研修の全ての添削課題に取り組んだ受講者の合格率は 19.1%となっており、全国合格率の約 2 倍、合格者数は 45 名であった。

ニ. なお、受講者が過去の質問に対する講師の回答を参考に学習ができるよう、ホ

ホームページ上に質問・回答コーナーを設ける予定であったが、時間的制約から実施できなかった。

## ② 通関士専門研修

受講者等関係者へのアンケート調査の結果を踏まえ、平成 28 年度においても平成 23 年度から実施している前期・後期の 2 回開催した。

- イ. 前期(5 月～7 月)においては、札幌、東京、横浜、名古屋、大阪、神戸及び門司の 7 会場で、「関税評価」、「減免特惠」、「関税分類（農水産品、繊維製品、化学品、プラスチック及びゴム製品）」、「関税分類を目的とした化学の基礎」、「輸出貿易管理の要諦」、「通関のための消費税の要諦」及び「E P A・原産地規則」の合計 10 科目の研修を実施した。
- ロ. 後期（10 月～11 月）においては、札幌、東京及び大阪の 3 会場で、上記 10 科目から「通関のための消費税の要諦」を除いた 9 科目の研修を実施した。
- ハ. 研修実施方法については研修生からの要望もあり、事例研究及びグループ討議の時間を増加させることなどにより、講師と受講者、受講者同士の間で活発な質疑応答や意見交換が行われた。

## ③ イーラーニングによる研修コースの拡大

研修事業の拡充の一環として、時間的、又は場所的な制約のため専門研修を受講できない者等を対象としたイーラーニングによる研修コース「関税分類のための化学入門コース」を平成 28 年 6 月に開講した。

(参考) 現行のイーラーニングによる研修コース

- ・ A E O 制度コース（開講：平成 26 年 1 月）
- ・ E P A / F T A 原産地規則入門コース（開講：平成 27 年 3 月）

## ④ 通関業務関係図書及び教材の編纂

通関士及び通関業従業者向けの研修教材及び執務参考図書の新規発行及び改訂を行った。

イ. 研修教材

- 通関業従業者研修教材（改訂 5 分冊）
- 通関士専門研修教材（新規発行 2 冊、改定 1 冊）
- 通関士試験通信添削研修教材（改訂 4 分冊）

ロ. 執務参考図書

- 通関士六法（改訂）
- 関税関係法令・通達一部改正新旧対照表（27 年度分）
- 税関関係用語集（改訂）

通関士六法（改訂）

加工再輸入減税事務処理要領（改訂）

特恵関税の手引き（改訂）

ハ．通関士試験受験者用図書

通関士試験過去問題・解答解説集（改訂）

#### (4) 広報・啓蒙事業関連

##### ① 会報及びホームページ

通関業務に関する制度改正、連合会の活動状況等の広報のため、通関業会会員及び女性通関士支援 WG メンバー並びにサポーター向けに情報伝達効果の大きいカラー紙面を用いた「会報」を隔月発行している。

また、ホームページについては、特に通関業務に関する制度改正についての最新情報をいち早く掲載している。

##### ② 通関業者検索システム

荷主等通関業務の依頼者の利便性向上、連合会及び各通関業会の会員通関業者の営業促進等を目的として、連合会のホームページに通関業者検索システムを平成 21 年 2 月より開設している。

同システムは、通関業者の所在地、会社名等から検索できるものであり、平成 28 年度末で 623 社・営業所が登録されている。

##### ③ 密輸撲滅キャンペーン

平成 28 年 5 月及び 10 月の 2 回にわたり、各地区通関業会は、税関と共同で密輸撲滅キャンペーンを実施し、キャンペーングッズを配付した。

##### ④ 新聞報道

広く一般に通関業や国際物流・港湾物流等に係る課題等を周知し理解を得るため、新聞発表や取材を通して広報活動の充実に努めた。

主な報道記事としては、「通関業会における AEO の取組み」、「密輸撲滅キャンペーン」、「第 7 回全国女性通関士会議の開催」及び「第 8 回通関業セミナーの開催」等であった。